

げん 減ちゃんのごみ分別相談所

～プラスチック製容器包装について～



プラスチック製容器包装の特集の最終回は、分別するときの基本になっている「容器包装リサイクル制度」について説明をします。

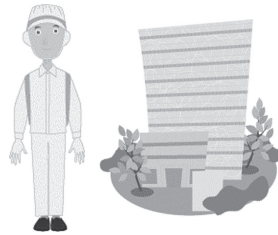
「容器包装リサイクル法」での各主体の役割分担

容器包装リサイクル法では、「消費者」、「プラスチック製容器包装の製造等に携わる事業者」、「市町村」の3者がそれぞれ以下の役割を分担してごみの減量と再資源化を進めていくこととなっています。



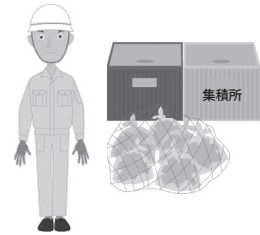
【消費者】

- ルールに沿ってごみを排出
- ごみの排出量を減らす



【事業者】

- 再商品化（リサイクル）をする
- 容器包装を減らす



【市町村】

- 分別収集を行う
- 選別して保管する

イラスト出典：日本容器包装リサイクル協会

ポイント①

リサイクル費用が負担されるものが対象です！

「プラスチック製容器包装」は、容器包装リサイクル法に基づき、その製造等に携わる事業者がリサイクル費用（全体の99%）を負担しています。そのことを表示しているのが♻️マークです。プラスチック製品であっても、「容器包装」でないものはリサイクルの対象外（製造等事業者にリサイクル費用負担の義務付け無し）となっています。



「容器包装」でないものは、リサイクル施設では異物とされ、分別状況が悪いと引取を拒否されてしまうこともあります。（写真はフリーザーバッグ）

プラスチック製品 ⇔ プラスチック製容器包装

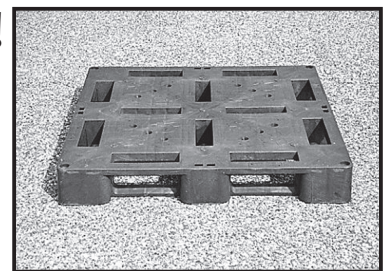
【対象外のもの】

フリーザーバッグ、タッパ、プラ製のおもちゃ、ビニール紐、CDやCDのケースなど

ポイント②

安い経費でリサイクルできます！

事業者がリサイクル費用の99%を負担しており、市の費用負担は費用全体の1%のため、焼却処分するよりも安い費用で処理ができます。なお、小諸市で収集したプラスチック製容器包装は、フォークリフト用のパレットに生まれ変わっています。



少し手間が掛かっても、プラスチック製容器包装として分別すれば、環境の面でもお金の面でもプラスなんだね！

▼問い合わせ先 生活環境課 ごみ減量推進係